



9月は廃棄物不法投棄防止強化月間

廃棄物の不法投棄が目立っています。不法投棄は、私たちの生活環境破壊につながる犯罪として法律で禁止されています。

違反した場合、5年以下の懲役または、1千万円（法人は3億円）以下の罰金などの厳しい罰則があります。

美しい栗原の環境を子どもたちに残すため、不法投棄を「しない」「させない」「許さない」という意識を持ち、不法投棄を根絶しましょう。

問 民生活部環境課

☎(22)3350

各総合支所市民サービス課

家屋を取り壊したら届け出を忘れずに

家屋の固定資産税は、毎年1月1日を基準日として家屋を所有している人に課税されます。

家屋の全部または、一部を取り壊した場合は、届け出が必要です。必ず取り壊した年の年末までに、税務課または各総合支所市民サービス課に備え付けの家屋滅失届書 に必要事項を記入の上、提出し

てください。

届け出がない場合、翌年度も引き続き課税される場合がありますので、忘れずに手続きしてください。

問 総務部税務課

☎(22)1121

各総合支所市民サービス課

看板などの設置には許可が必要です

県内では、宮城県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物を表示できる場所や基準が定められています。

表示する際は、原則、許可が必要です。屋外広告物の表示ルールを守り、景観の整った魅力あるまちづくりを進めましょう。

許可条件、申請方法など詳しくは、問い合わせください。

● 屋外広告物とは

□ 店や会社などの壁面に掲示する文字や絵

□ 道端などに設置する案内看板や宣伝の貼り紙

□ 立て看板や電光掲示板

□ その他、建物の外に継続して表示するもの

※事業所や自己敷地内に表示するものも含む

問 建設部建設課

☎(22)1152

子育て応援、母子・父子家庭、心身障害者医療費助成受給者証の更新

医療費助成について、引き続き受給資格が認められる人は自動更新となり、9月中旬以降に受給者証を郵送します。ただし、母子・父子家庭医療費と心身障害者医療費については、所得制限により非該当となる場合もあります。未申告など、所得の確認ができない場合は、所得申告後の交付となります。

問 民生活部子育て支援課

☎(22)2360

民生活部社会福祉課

☎(22)1340



特別障害者手当などの現況届を忘れずに

現在、特別障害者手当などを受給している人は、現況届の提出が必要です。現況届が提出されない場合、8月分以降の手当が受けられなくなりますので、注意してください。

● ばっ気装置（ブロー）の電源は切らない

ブローは、浄化槽内に空気を送り、微生物の活動を補助するためのものです。電源を切ると微生物が活動しなくなり、死んでしまうことがあります。電源は切らないでください。

● 水をきちんと流す

節水のため、トイレのタンク内にペットボトルなどの異物を入れると、水量不足により浄化槽内に汚物が流れない事があります。正しい水量で流しましょう。

● 洗剤などを使いすぎない

洗剤などを大量に使用すると、浄化槽内の微生物が死ぬことがあります。適正な量を使用しましょう。

問 上下水道部施設課

☎(42)1133

放射能関連相談

測定を希望する人は、問い合わせ先に申し込みください。

● 測定内容 食品の放射性物質測定

※市内の空間放射線量は、市ウェブサイトで確認してください。

問 農林振興部林業畜産課
放射性廃棄物等対策室

☎(22)1136

市内の文化財散策

—— ④① 寒湯番所関係古文書（御境目守三浦家文書）

花山地区本沢湯湯にある寒湯番所は、近世に仙台藩と秋田藩の境に設けられた仙台藩の関所です。

宝暦11年（1761年）の「奥州仙台領遠見記」によれば、仙台藩領内には他藩との境に設けられた境目番所と称する

関所が27カ所あったとされており、寒湯番所は奥羽山脈方面12カ所の番所の一つでした。当時、番所には、役目を担う「御境目守」、または「御境目古人」が勤務し、無断で他藩に出入りする者や、鷹、馬、兵具類、米、鉄などの持ち出しが禁じられた物資の取り締まりに当たっていました。

寒湯番所の御境目守を代々務めたのが三浦家です。三浦家は「御境目守」の他に藩直轄の山林を管理する「御山守」も勤め、これらの役職を永禄8年（1565年）から幕末まで担っていたとされています。その間に作成され、現在まで残っているのが「花山村寒湯番所御境目守三浦家文書」です。これらの文書には、不審者を取り押さえるため番所に備

えられた道具や、2代目の三浦四郎左衛門が脱藩しようとした侍2人を討ち取って討ち死にしたいきさつなどが記されており、御境目守の仕事が危険を伴ったものであったことを伺い知ることができます。

また、宝永2年（1705年）に役宅を新築した際の文書や御山に関する文書も残されているなど、近世の栗原の歴史や社会を読み解くための貴重な資料です。

種別 市指定有形文化財
指定日 昭和32年7月25日
所在地 栗原市

問 教育部文化財保護課

☎(42)3515



▲番所の道具に関する文書



市長随感

栗原市長 佐藤 智

伝統がともる夏

今年も市内各地で夏を彩る祭りが盛況に開催され、私も地域ならではの催しや、参加者の皆さんの笑顔を楽しみに参加してきました。

7月26日、27日の2日間にわたり栗駒地区で行われた、くりこま山車まつりでは、数力月かけて制作された庄巻の山車の数々に、地域の皆さんの熱い思いと、受け継がれてきた歴史の重み

を強く感じました。山車を作り上げる大人たちと、お囃子を担う子どもたち。世代を超えて一丸となって築き上げるからこそ、多くの人々に愛され、感動と笑顔が生まれる祭りになっているのだと思います。

また、お盆の時期には、市内各地で花火大会が開催され、祖霊を供養する美しい花火が夜空を飾りました。人口減少に伴う担い手不足



▲くりこま山車まつりの夜間巡行

や、全国的な物価高騰、さらには猛暑に伴う暑さ対策など、さまざまな課題が想定される中で、催しの実現にご尽力いただいた関係者の皆さまに、心より感謝申し上げます。

市が誕生して20周年となるこの夏、祭りを通して、形を変えながらも連綿と受け継がれてきた地域の行事や、伝統を大切に守り続ける地域コミュニティの力こそが栗原の大きな魅力であり、財産であると改めて感じさせられました。